

報 告

カリフォルニアにおける LGBTQ 教育、
キャリア教育の実態

高石浩一¹⁾・加藤文子²⁾・清原梨沙・原井陽子・鳥井美里³⁾・
岡本篤子・衣川菜穂子・久米健太・平良愛・寺尾奏宥・吉川敦子⁴⁾

<はじめに>

昨年度に引き続き、本年度も筆者は自主参加した9名の大学院生と1名の職員と共に、本学元非常勤講師でカリフォルニア州カウンセラー協会会長であった Darryl YAGI 先生のアレンジのもと、サンフランシスコ郊外のソノマ州を中心とした地域の小、中、高校、およびソノマ州立大学を訪問し、現地における LGBTQ 教育やキャリア教育の実態を訪問調査した。今回は特に、小、中学校や高校の児童生徒、および大学の学生たちとの交流を通じて、彼らの生の声を聴けたことが大きな成果として挙げられる。また我が国ではまだまだ立ち遅れている LGBTQ のためのカウンセラー教育の理念や実際にも触れることができた。さらに非行、怠学などで通常の学校に行けない子供たちのための代替学校 (alternative school) で、SC やスクールサイコロジストにお話を伺ったり、地域の寄付や募金で賄われている立派な児童養護施設や一時保護施設を見学できた。コミュニティを巻き込んだ Restorative Justice の活動、学校現場に弁護士が雇用され展開されている Zero Tolerance 運動など、新たな潮流についても、その実際に触れることができた。こうした知見は、近未来のわが国の教育現場、青少年支援現場のありようを予見させるものでもあろう。駆

け足で訪問した多数の施設、お話を伺った多数の専門家のお話をここで振り返り、整理することで報告に代えたい。

< LGBTQ のためのカウンセリング >

かねてより筆者は大学、大学院における自らの臨床実践を通して、いわゆるセクシュアル・マイノリティと呼ばれるクライアントが、2000年代に入ってから漸増している印象を抱いていた。そこで学部、大学院の授業において、セクシュアル・マイノリティに関する海外文献講読を行ってきた (Brown ; 1996) が、筆者自身その基礎的知識の不足、とりわけ大学院教育における関連教育の不足を痛感してきた。今回、Darryl 先生に特にお願いして、LGBTQ に関するカウンセラー教育を行っている教員、高校や大学におけるセクシュアル・マイノリティ Alliance 活動の当事者たちとの交流をお願いした背景には、こうした問題意識があった。今ひとつ付け加えれば、今年度同行予定だったセクシュアル・マイノリティ学生の遺志を継ぐ思いもあった。

まず、Dr. Lindsay Brooks には性自認 Gender Identity と、性指向 Sexual Orientation、さらに Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender といった LGBT の基本定義についてお話し頂いた (写

真①) 後、「LGBT - Affirmative Therapy について知っておくべき十か条」とでも言うべきものについて解説頂いた。それは、

1. 1970年代以前はLGBTアイデンティティが病的なものと考えられており、これは今日もなお影響を及ぼしていること、
2. LGBTの人々が直面するステレオタイプについて気づいておくこと、
3. レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーそれぞれ特有の、直面する問題、カウンセリングへの欲求があること、
4. ホモフォビア homophobia、バイフォビア biphobia、トランスフォビア transphobia といったものを理解しておくこと、
5. LGBTアイデンティティの発達モデルを理解しておくこと、
6. LGBTの恋愛関係特有の向こう見ずさや強烈さ、養育、経年変化や社会的支援についてより多くを知っておくこと、
7. LGBTの人に対する自らの感情について気づいておくこと、
8. クライアントに対する潜在的な宗教的/精神的葛藤の重要性を考慮しておくこと、
9. LGBT個人が自らをどのように見ているか、他の人々が彼らをどのように見るか、という点について文化的な価値観がどれくらいインパクトを持っているか考慮しておくこと、
10. LGBTのクライアントに対して、安全で支持的な環境を用意すること、であった。

またLGBTに包括的なQ (Queer) を加えたLGBTQ問題の専門家であるDr. Don Romesburgは、カミングアウトに際して自殺が多いこと、またその際の4種類の典型的



(写真① Dr. Lindsay Brooks と通訳 Chie、筆者)

な親の反応（敵意ある拒否 hostile rejection、愛情ある否認 loving denial、敵意ある受入れ hostile acceptance、愛情ある受容 loving acceptance)があること、カウンセラーとしては彼らの適応を支援し、他者の期待に合わせていく支援、他者と関係を持つことを支援していく、といった基本方針があることを示唆された。

恐らく、こういった一連の知識や理解は、今後我が国でもLGBTの社会的認知の高まりとともに普及していくものと思われる。また体系的とは言えないまでも、相当多くの文献が紹介されつつあるとも言えよう（文献欄参照）。

しかしながら今回、LGBTQのカウンセリング、あるいはカウンセラー教育についてお話を頂いた両博士が共通して強調されていたのは、そうした知識や理解以上に、クライアントがどのような援助を求めているか、つまりカウンセリングの基本とも言うべき個人尊重の態度そのものが最も重要だということである。これは、LGBTQのクライアントに対しては、ある種専門的な知識や特別の技法が必須なのではないかと予断を持っていた筆者にとっては、驚きの主張であった。先生方によると、確かに上記のようなLGBTQに関する知識や理解を持った専門家の養成は急務ではあるが、基本的な考え方として彼らを個人の在り方の多様性の一つとし

て認めていくということ、極端なことを言えば LGBT というカテゴリーを**問題としな**い態度が重要だということである。とりわけ Dr. Don Romesburg は、「普通ではいたくない人々」の在り方として LGBT の包括概念である Queer を積極的に認めていくべきだと述べるなど、筆者にとっては目から鱗の主張をされていた。Dr. Lindsley Brooks も、語り足りなかった部分を補足的にコメントするメールを下された中で、「LGBT Affirmative Therapy は特定のカウンセリング理論に依拠するものではなく、むしろ受容の哲学」であり、その目的は「彼らのアイデンティティが OK であって、人間の多様性の正常な一部であるとクライアントが了解することを助けることにある」と述べている。

このような主張は、筆者自身の内にある LGBT カウンセリングへのある種の「構え」を自覚させてくれるものであった。そういえば上記 Dr. Lindsley Brooks の十か条の中でも、わざわざ「7. LGBT の人に対する自らの感情について気づいておくこと」が太字で特記されている。その意味で、LGBT のカウンセリングを特別視しようとするこの態度こそが、まずは自覚すべき自らの感情反応であることに気づかされたのである。

< LGBT 学生たちとの交流を通して >

今回、特に印象深かったのは、LGBT 学生たちとの直接的交流の機会を持てたことである。後述する Tech 高校の GSA (Gay and Straight Alliance) の生徒たち 10 数名、ソノマ州立大学の QSA (Queer and Straight Alliance) の生徒たち 4 名との話し合いは、やはり発見と刺激に満ちたものであった。

Tech 高校の GSA メンバーたちは、昼休みにもかかわらず、時間を割いて我々とのミーティ

ングに参加してくれた。そこで彼らが主張したのは、その場が自由で安全に自分たちが話のできる場であるということ、高校内部でスクールカウンセラーを含めた教員たちによって承認され守られた場所を確保できているということ、それが自分たちにとって非常に救いになっているということであった。これは裏を返せば、いかに彼らが日常的にいじめなどの攻撃に晒された生活を送っているか、そうしてまた LGBT 運動の歴史の長いカリフォルニアにおいてさえ、未だに根強い偏見が蔓延しているかということ逆照射しているように思われた。

我々と GSA メンバーの間に緊張がなかったといえば嘘になる。主に話したのはグループの副主催者で、主催者は一言も発しないでその場に睨みを利かせている風であった。何でも聞いてくれと言いながら、「メンバーの中のゲイと賛同者 (Straight) の比率は？」という筆者の問いには「秘密だ (Confidential)！」とにべもない答で、「そういった区別をしないことが我々の会の目的だ」とのことだった。こうした発言が、先述の筆者の気づきを導いたことは言うまでもない。

高校生たちの緊張感と比べると、大学の QSA のメンバーはもう少しフレンドリーだった。彼らが強調していたのは、まず LGBT のことを知って欲しいということであり、多様な性と生のあり方の一つとして認めて欲しいということだった。GSA の活動内容としては、週一回集まって LGBTQ に関する情報共有を行い、特に在学中に多いカミングアウトを支えあう環境づくり、ネットワークづくりに努めているとのことだった。上述の GSA に対しては先輩としての立場から助言などを行っているとのことだが、その彼ら自身が「正しい知識を持った専門家が欲しい」と述べていたことは興味深い。この領域における専門性とは何かを、改め

て考えさせられた。

<青少年支援のセーフティ・ネット>

今回、Darryl 先生が訪問調査を用意してくれた教育機関は、全米三位の進学実績を誇る Tech 高校、5歳から13歳までの子どもたちを対象とした地域の学校である Brook Haven School、普通高校で9、10年まで過ごしながら主に家庭問題などで単位不足になった子どもたちが通う代替学校の一つ Ridgeway 高校、さらに一時保護施設に併設された Valley of the Moon School などで、それぞれ先生方や SC (スクールカウンセラー)、SP (スクールサイキロジスト) にお会いした。また今回は特に、児童生徒や学生たちと直接に話し合ったり、生の声を聞く機会を作って頂いた。さらに、ASD、ADHD、DV、LGBT 問題や自殺、雇用問題を抱えた青少年の救済施設 SAY (Social Advocates for Youth) や、虐待問題を抱える親子のための公的機関 CFSA (Community and Family Service Agency) にも伺い、臨床主任やカウンセラーにお話を伺うことができた。

Ridgeway 高校では、同じ敷地内の地域の学校弁護士 Mr. George Valenzuela にお会いし、激増する学校をめぐる訴訟と、それに対する対策としての Zero Tolerance 活動の実際をお伺いした。また、犯罪などを犯した青少年を更生させる Restorative Justice の考え方について、プログラム・マネージャーの Mr. Zack Whelan にお話しを頂いた。

例によって内容の濃い、充実したセミナーであったが、そこで得た知見と印象について、可能な限り詳細に記述することで、今回の報告に代えたい⁵⁾。

1. Tech 高校

近年アメリカでは、特定領域に特化された小さな学校を充実させようという Small School Movement が起こってきており、税金などの公的資金の他に、特に技術教育や理系の学問教育に資金援助を行うビルゲイツ基金などが重点的に配分されているという。物理、化学、生物、環境などにプロジェクト教育 (2、3人がグループになって課題設定から課題解決までを行うプログラム教育) を導入している本校も、地域の公立高校であるにもかかわらず、そうした運動の恩恵を受けて潤沢な資金で運営されているとのことだった⁶⁾。

ただし、そうした進学校であるにもかかわらず、あるいはそうであるがゆえに、対人関係の問題や自信のなさに悩む生徒たちが最近が増えてきたと、Ms. Laura Triantafyllos はいかにも SCらしい視点から語ってくれた (写真②、③)。



(写真② Tech 高校)



(写真③ SC、Ms. Laura Triantafyllo と共に)

去年に引き続き訪問させて頂いた教室では、突然の我々の訪問など気にも留めない風で、自由な雰囲気の中で生徒たちが楽しげに課題に取り組んでいた。興味深かったのは数学の補習授業で、生徒たち一人一人がパソコンに向かって自分のレベルに応じた問題を解いているという姿は、日本の公文式の教室の雰囲気を彷彿とさせた。

その後に設定された GSA メンバーとの話し合いについては、前述の通りである。

2. Brook Haven middle School

SC の Ms. J. T. O'Niell が強調していたのは、学校を安全な場所にする、児童の学業、人間関係面を援助すること、さらに児童だけでなく、保護者や教員を援助することであった。そうした目的のために、SC は日常的に積極的に児童や教員と話し合う機会を持ち、日頃から火急の問題に備える体制づくりが大切だと語った⁷⁾。学業面への支援としては、統一学業テスト、心理検査などの結果をもとに、個々の生徒の総合的な支援計画の策定を行っており、さらにキャリア・デーなどのキャリア教育の一翼をも担っているとのことだった。

SP (School Psychologist) の Mr. Eric は、主にアセスメントに使う心理検査や IEP (Individual Educational Plan) について語ってくれた (写真④)。彼によれば、WISC-IV や K-ABC とともに、昨今では視覚や聴覚の能力、ADHD などの診断に有用なツールである NEPSY 検査が用いられているとのことだった。そうした検査を通して、弱点を見出すというよりは、それらを補完する個々の子供たちの長所や強い能力を見出すことが重要であると述べていた。これは大学院でアセスメント教育の一端を担っている筆者と共通する視点であり、賛同を得られたようで心強かった。IEP につい

ては全米で 12%～15% の支援対象者がいるにもかかわらず、国の基準が厳し過ぎるために、必要な児童生徒に支援が十分行き渡らないことが問題だと述べていた。我が国の特別支援の対象児童はせいぜい 6～8% であり、まだまだ潜在的な支援対象の掘り起こしから始めなければならないとの感を強く持った。



(写真④ SC の Ms. J. T. O'Niell (右) と SP の Mr. Eric (左))

ここでも 5、6 人の児童生徒たちとの集會を持ち、LGBT やキャリア教育についての感想を聞いた。LGBT については「いずれ知るようになるだろうが、今は特に関心はない」とか、「SC が昼休みに声かけをして話をしたりしているが、興味ある人しか行かない」といった一般児童のクールな態度が印象的だった。またキャリア教育についても、先生方が熱っぽく語ってくれたのとは裏腹に、あまりピンとこないという反応が興味深かった。

3. Ridgeway 高校

家庭の問題や薬物、怠学などで単位不足になった高校生が通う代替学校 (alternative school) の一つ、Ridgeway 高校では校長の Mr. Bob Hucek と、元生物の教師だった SC の MS. Kathy が、学校の紹介と共に子どもたちの抱える問題、その対応などについて語ってくれ

た。一般の高校とは違って、総生徒数 285 人という小規模のこの学校では、もともと家族や家庭に問題を持つ生徒が数多く在籍しており、「家はあっても心はホームレス」の彼らにとって、学校を安全な場所にすることが第一の優先課題だという。そのためにアドバイザー制を敷き、各教員が 30 人程度の学生を受け持って、卒業までの数年間、学業や生活について相談に乗ると共に、家族がアルコール中毒の生徒たちのグループ、自身がアルコール中毒である生徒のグループ、自死遺族を持つ生徒のグループなど、さまざまなサポートグループを立ち上げているという。興味深かったのはそうしたグループが授業時間に組み込まれていることであり、「なぜ授業時間枠内で？」という筆者の問いに、「参加する生徒たちにとっては、そうしたサポートグループで得られることが授業より重要」だからと説明されていた。また、特に専門性を要するアルコール中毒学生のサポートグループや自死遺族の生徒グループなどには、州で雇われた専門のファシリテーターがつくという。

本校の生徒として紹介された 5 人の生徒たちは、いかにも優等生の Tech 高校の生徒たちとは違って、個々に自由な服装と雰囲気を持っていたが、口をそろえて本校の先生方の面倒見の良さ、授業の工夫や教育システムの長所を語ってくれた。それぞれの生徒たちは、各々別々の問題を抱えて以前通っていた高校を辞めざるを得なかった生徒たちであるが、学年が高いこともあって、しっかりした将来像を思い描いて学校に来ているという印象を受けた。

4. Valley of the Moon School

被虐待児の一時保護施設である Valley of the Moon Home (写真⑤、⑥、⑦、⑧、⑨)と同じ敷地内には学校が併設されており、副校長の Mr. Cliff Schlueter がその学校の概要と現

状を語ってくれた。彼によると、Valley of the Moon School は入所児童が里親のもとに行くまでの代替学校の一つで、教育と保護観察、メンタル・ヘルスの向上を目的に、5 歳から 12 歳までのクラスと、13 歳から 18 歳までのクラスの 2 クラスを 2 人の教員で運営しているという。もちろん、それだけでは人手が不足しているので、療育機関やカウンセリング機関など、さまざまな機関 Agency がかかわって運営されている。写真に見るように多くの資金援助団体から寄付を受けているが、逃亡を企てる子どもや暴力をふるう子どもなど、様々な問題を抱えた子どもたちが在籍するので、非常に大変だということをお話された。

お話を聞く中で興味深かったのは (これは普通の学校でも共通することのようだが)、教員は暴力を振るう子どもに直接手出しをすることができず、体に触れる制止などは学校に雇われている警備員の仕事だという。これは後述する Zero Tolerance などとも関連するが、教員が後に体罰などで訴えられないようにするための方策であり、必要な役割分担であるとのことだった⁸⁾。



(写真⑤) 法人、個人の寄付を示す入口前のプレート



(写真⑥、⑦ 美しい外観と広い内部)



(写真⑧ セラピー犬と共に)



(写真⑨ ホーム内の歯医者)



(写真⑩ 消音機のあるセラピールーム)



(写真⑪ Ms. Elizabeth Goldman と Sand Tray Room)

5. SAY と CFSA

家出、ホームレスの青少年のシェルターであると同時に、虐待やDV、ASDやADHDの子どもたちの予防、救済プログラムを行っているSAY (Social Advocates for Youth) では、主任カウンセラーのMs. Elizabeth Goldmanに、

施設の概要や実際のセラピー内容などを伺った。対象となるのは5歳から25歳の青少年であり、個人のカウンセリングやプレイセラピー、アートセラピーなどを取り入れたグループセラピーを実践しているという。カウンセリング・ルームには消音機や箱庭が設置され、いかにも心理臨床の最前線といった印象を受けた(写真⑩、⑪)。

今一つ、地域のDVセンターとして、また心理臨床のインターン生受入れの拠点としての役割を果たしているCFSA (Community and Family Service Agency) では、臨床主任のDr. Cynthia Weissbein と、カウンセリング主任のMs. Megan Rooney にお話を伺った。ここでは資格取得のために多くのインターン生が働いており、地域の貧困層向けに比較的安価な金額でカウンセリングや予防プログラムが行われているとのことだった。地域の性格上、メキシカンやラテン系の人々も多く、バイリンガルやトリリンガルのカウンセラーの需要もあるという。親子並行面接やDV男性への治療なども行われており、アンガー・マネージメントやSSTが著効を上げているとのことだった。また、面接記録は7年間保存で、その後は処理義務があるなど、個人情報の管理の実際についても興味深いお話を聞くことができた。

6. Zero Tolerance と Restorative justice

今回、新たに得た知見として特に興味深かったのは、Ridgeway 高校でお会いした学校弁護士 Mr. George Valenzuela に伺った Zero Tolerance に関する話題と、Mr. Zack Whelan に伺った、犯罪などを犯した青少年を更生させる修復的正義 Restorative Justice に関する考え方であった。前者は「いかなる暴力、人権侵害も容赦しない」というポリシーのもとで施行されている、いわば学校内の父権的機能であり、後者は「目には目を」という応報の正義 Retributive justice のカウンター・パートとして唱えられている、いわば母性的な矯正教育についての考え方である。一見対立的に見えるこれら二つの考え方が、実際の現場では相補的な側面が重視されることで、共に極めて現実的な解決を見ている点が興味深かった。以下にその概要と具体的内容について紹介してみたい。

Zero Tolerance とは、教育現場の荒廃への対策として1994年にアメリカ連邦議会が各州に法案化を義務付けた教育方針で、「軽微な犯罪やルール違反を見逃すことが、大きな凶悪犯罪を生む」という「割れ窓理論」に基づいて、「子供時代の人権侵害や非行の芽を、容赦なく (Zero Tolerance) 取り締まる」方針を意味する。この方針については、銃社会で人種差別も強く、人権侵害も頻発するアメリカ社会へのインパクトは大きい、もともと校則が厳しく管理教育の側面が強い我が国の現状には馴染まない、という主張があると聞く。筆者も、自由度の高いアメリカの教育現場の雰囲気やまず見習うべきだ、と考えていたので、この Zero Tolerance の考え方には、いささか違和感を持った。

しかしながら、こうした方針に基いて実際に教育現場で学校弁護士がどのように働いているか、具体的な方法や事例をお伺いしているうちに、筆者の中には異なる感想が浮かんできた。たとえば、Zero Tolerance 指針のもとで、教室でチューイングガムを噛んで退学 (実際には、代替学校への転校) を命じられた少女の親が、厳しすぎる罰則をめぐって学校に訴えを起し、学校弁護士がその調停に入るといった事例が報告された⁹⁾。こうした調停の際には校長と保護者が弁護士同席のもとで相対し、すべての発言を録音しながら証拠の映像や写真を皆で吟味するという。その上で、謝罪やその後の対応について妥当なあり方を相互に文書で確認し、最終的に全員でサインした書類は法的拘束力を持って施行されるという。昨今はfacebook によるいじめ自殺、銃刀などの持ち込み問題で、学校弁護士の出番が増えているとのことだった。

こうした事例に基づいて学校弁護士の Mr. George Valenzuela が強調していたのは、行き過ぎた Zero Tolerance 方式を現実的な目で見直すとともに、保護者の過剰な要求にも

法的な観点から制限を加え、真に子供のためになる方略を探る、ということだったように思う¹⁰⁾。その意味では、学校弁護士の役割はZero Toleranceの厳格な執行者というよりは、むしろ柔軟な運用を強調するネゴシエーターnegotiatorといった印象であった。

もう一方の考え方、修復的正義 Restorative Justice については、プログラム・マネージャーの Mr. Zack Whelan にお話を伺った(写真⑫)。彼によると、修復的正義とはオーストラリアの John Braithwaite が提唱した考え方で、犯罪者は被害者とコミュニティの両方に対して償いをすべきであり、またその修復プロセスは加害者、被害者の話し合いを通じて決定され、最終的にコミュニティからの排除ではなく、コミュニティへの参入を目指すことが、結果的に加害者、被害者、地域社会にバランスのとれた解決がもたらされることになる、というものである。これは、たとえば青少年を犯罪者として収容する代わりに、奉仕活動をさせたりカウンセリングを受けさせたりして、被害者と共にコミュニティへの償いを約束させ、最終的にコミュニティへの本人の受け入れを促そうとする考え方であり、こうした手続きを取ることによって再犯率は非常に低くなるとのことだった。ただし、この際の約束はコミュニティによって厳密に監視され、その履行は法的な拘束力を持つという。また、被害者の意向に直面することで、自らの犯した事態とその影響を直視させられることにもつながり、その意味では、単に地域に貢献すれば許してあげようといった単純な性質のものではないことは明らかである。

筆者の連想としては、保護観察官や保護司による非行少年の保護観察などが思い浮かんだが、先述の Zero Tolerance と共に、こうした考え方の背景には、コミュニティすなわち地域社会の健全保護という考え方があることに思



(写真⑫ Mr. Zack Whelan と共に)

い至って、はたと考え込んでしまった。これはひょっとすると個人主義が基調の国々において、行き過ぎた個人の自由に一定の歯止めをかけようとするコミュニティ側からの反動、つまり「世間が許さない」「皆が見ている」と衆人環視によって地域社会を守ろうとする、かつての我が国の文化風土の焼き直しではないのか、と思えたからである¹¹⁾。

いずれにしても、今回のセミナーではLGBTQ活動の発祥の地とも言えるカリフォルニア地域の学校での状況、LGBTQ問題を抱える児童生徒たちの生の声を通して、アメリカの光と影の部分、前回よりもさらに深く体験できたように思う。また、義務教育であるがゆえに多層的なセーフティ・ネットが用意されている学校教育現場の、とりわけ代替学校における児童生徒たちの現実、さらに自由の国アメリカが抱える矛盾を、教育の観点からより深く知ることができた。今回教育現場で出会った方々が、児童生徒にしろ、教員方にしろ、学校弁護士にしろ、皆が口を揃えて唱えるのは、SCへの感謝と期待である。また、青少年支援の現場では、臨床心理士の活躍が大きくクローズアップされ、改めて我々の使命の重大さを思い知らされたような気がした。こうした機会を昨年を引き続き、与えてくれた Darryl 先生の貢献に改め

て感謝して、筆を擱きたい。

注

- 1) 京都文教大学臨床心理学部教授
- 2) 同臨床心理学科教務補佐員
- 3) 以上3名同大学院M2
- 4) 以上6名同大学院M1
- 5) なお本報告は、2012年10月26日に行われた学校臨床心理学特論における院生たちの発表に、代表執筆者である高石が全面的に加筆修正を加えたものである。
- 6) 興味深いのは、こうした企業や法人、個人の寄付による資金を集めて来るのが校長の重要な任務の一つであり、豊かな資金が優秀な教員などの人材の確保につながり、さらにそれが教育内容の充実、ひいては優秀な学生の輩出につながるという、いかにも資本主義的なサイクルが、公立学校においても確立されている点である。クラブのユニフォーム一つをとっても、特定企業や個人の寄付によって成り立っており、こういった強烈な意識づけがキャリア教育や地域貢献の動機づけになっている点を見逃すわけにはいかない。
- 7) 昨年 Darryl 先生が長年 SC として務めておられた高校でも感じたことだが、こうした体制作りを可能にしている背景には、地域に根づいた学校、教職員、SC の存在があるように思う。長期にわたって同じ学校に勤め、本人の兄弟姉妹ばかりか時には保護者をも、生徒として受け持ったことのある教員や SC が、地域の教育を担っていることの意義は大きいように思われる。
- 8) 我が国でも体罰で訴えられることを恐れて、教員が児童生徒の暴行に無抵抗になり傷害を受けるケースが目立っているが、もはや教員の権威で暴力を抑えることができなくなった現在、こうした警備員や学校警察 School Police の導入が真剣に検討される時代が来ているのかも知れない。
- 9) チューイングガムで退学!? ということ自体驚きだが、世界中で噛んだチューンガムを紙に包んで捨てる国民は日本人だけである、という事実を在米邦人の通訳の千恵さんへ行って再度驚いた。現にイギリスでも、2005年に Zero Tolerance と同じ発想から、コミュニティ保護のために軽微な反社会的行為および環境犯罪を取

り締まる「クリーンな近隣と環境法」が制定されたが、その中でトラファルガー広場のガム除去作業に8500ポンドの税金がかかったことが、根拠として明記されている。

- 10) 我が国でも「モンスターペアレント」をめぐる、教育委員会に雇われた弁護士が活躍する米倉涼子主演のドラマが一時期話題になった。アメリカでは学校弁護士評議会 Council of School Attorneys のHPもある (<http://www.nsba.org/SchoolLaw/COSA>)。
- 11) 今回、地域分権、小さな政府、道州制といった議論は、地域コミュニティの再生というグローバルな流れと軌を一にしていることに気づいた。ただし、我が国の場合は国の一元支配からの地域分立、分権であるのに比して、個人主義を旨とする文化圏では、個人の自由にある種の節度と制限を求めるコミュニティの再生、というニュアンスが強いように思う。我々自身はピンとこなかったが、Mr. Zack Whelan が修復的正義 Restorative Justice の実例として日本を挙げたこと背景には、こうした認識があるのかも知れない。

<文献>

- Brown, M.L. & Rounsley, C.A. True Selves: Understanding transsexualism for families, friends, coworkers, and helping professionals. Jossey-Bass A Weiley Imprint, San Francisco 1996
(なお、LGBTQ に関する我が国の文献の一部を以下に掲げる。)
- 中村美重『心に性別はあるのか?』医療文化社 2005年
- 伊東悟・虎井まさ衛(編著)『多様な「性」がわかる本』高文研 2002年
- Ryoji+ 砂川秀樹(編)『カミングアウト・レターズ』太郎次郎社エディタス 2007年
- 三橋順子『女装と日本人』講談社現代新書 2008年
- 風間孝・河口和也『同性愛と異性愛』岩波新書 2010年
- 『LGBT BOOK』太田出版 2010年
- 上川あや『変えていく勇氣』岩波新書 2007年
- 新井祥『「性別がない!」人たちのつきあい方』ぶんか社 2011年
- はるな愛『素晴らしき、この人生』講談社 2009年
- 河口和也『クリア・スタディーズ』岩波書店 2003年